

四日市市告示第171号

四日市市65歳以上障害者医療費給付補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市65歳以上障害者医療費給付補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市65歳以上障害者医療費給付補助金交付要綱（昭和58年四日市市告示第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給付対象者)</p> <p>第2条 この要綱における給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>条例第3条第1項第1号</u>に掲げる条件を満たす者</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者が、条例第3条第2項各号のいずれかに該当する場合には、給付対象者としな</u>い。</p> <p><u>3 給付対象者が医療費の給付を受けようとするときは、その資格について四日市市65歳以上障害者医療に関する申請書（第1号様式）により、市長に申請するものとする。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(受給資格の認定期間等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 認定通知書の有効期間の終期は、毎年8月31日とする。ただし、条例第2条第1項第4号に掲げる手帳の交付を受</u></p>	<p>(給付対象者)</p> <p>第2条 この要綱における給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>条例第3条第1号及び第3号</u>に掲げる条件を満たす者</p> <p><u>2 前項の規定による給付対象者が医療費の給付を受けようとするときは、その資格について四日市市65歳以上障害者医療に関する申請書（第1号様式）により、市長に申請するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(受給資格の認定期間等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 認定通知書の有効期間の終期は、毎年8月31日とする。</u></p>

けた者で、当該手帳の有効期限が8月31日前であるものを有するものの有効期限は、その手帳の有効期限とする。

(給付範囲)

第5条 給付の対象となる範囲は、高確法第78条第1項の規定による訪問看護療養費の支給を受けた状況、同法第77条の規定による療養費の支給を受けた状況、同法第67条第1項の規定による一部負担金の算定方法及びその他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額で給付対象者が支払ったものとする。ただし、次の各号に掲げる者においては、通院に係る医療費に限るものとする。

(1) 条例第2条第1項第1号に掲げる障害者でその障害の等級が4級のもの

(2) 条例第2条第1項第4号に掲げる障害者でその障害の等級が2級のもの

2 前項の規定について、他の法令による医療に関する給付を受けるとき又は高確法による高額療養費の給付を受けるときには、その給付を受ける額を算定した額より除外する。

3 第1項第1号に該当するものにおいては、前2項に基づき算定した額から、高確法第78条第1項の規定による指定訪問看護に要した費用、同法第77条の規定による療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額及び同法第67条第1項の規定による療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10の額を除外する。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。

(届出事項)

第8条 給付対象者は、条例第3条第2項各号に規定する障害者の配偶者及び扶養義務者の状況に変更があったときは、四日市市65歳以上障害者医療に関する申請書（第1号様式）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

(給付範囲)

第5条 給付の対象となる範囲は、高確法第78条第1項の規定による指定訪問看護の利用の状況、同法第67条第1項の規定による一部負担金の算定方法及びその他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額で給付対象者が支払ったものとする。ただし、条例第2条第1項第4号に掲げる障害者でその障害の等級が2級のものにあつては、通院に係る医療費に限るものとする。

2 前項の規定について、他の法令による医療に関する給付を受けるとき又は高確法による高額医療費の給付を受けるときには、その給付を受ける額を算定した額より除外する。

(届出事項)

第8条 給付対象者は、条例第3条第3号に規定する障害者の配偶者及び扶養義務者の状況に変更があったときは、四日市市65歳以上障害者医療に関する申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

第1号様式を次のように改める。

四日市市長

下記のとおり65歳以上障害者医療費について申請します。

申請の種類		<input type="checkbox"/> 受給資格の認定 <input type="checkbox"/> 金融機関の変更 <input type="checkbox"/> 助成金の交付 <input type="checkbox"/> 配偶者の変更 <input type="checkbox"/> 扶養義務者の変更										
申請者 (給付対象者)	ふりがな									住所 四日市市	印	
	氏名											
	生年月日	年	月	日	性別	男	・	女				
	個人番号 (マイナンバー)											電話 ( )
加入医療保険	<input type="checkbox"/> 以下、添付の被保険者証のコピーのとおり											
	記号・番号								資格取得日	年	月	日
	保険者の名称	後期高齢者医療広域連合							保険者番号			
振込口座	<input type="checkbox"/> 障害者医療と同じ口座											
	銀行 金庫 農協	支店 支所 出張所	預金種別	店番号					ふりがな 口座名義人			
			普通	口座番号								
助成金の交付 (住所地特例用)	診療年月	年	月	分	医療機関名				金額 (保険適用分のみ)		<input type="checkbox"/> ※領収書の添付が必要です	



附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市65歳以上障害者医療費給付補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる診療に係る医療費の給付について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

3 改正後の要綱の規定により医療費の給付を受けることができることとなる者に係る認定通知書の交付その他医療費を給付するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

4 この要綱の施行の際現に、改正前の四日市市65歳以上障害者医療費給付補助金交付要綱の規定に基づき提出された申請書及び届出書は、改正後の要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

(健康福祉部障害福祉課)